

- ④ 遊休農地や荒廃農地の土地利用に向けた支援

(3)大規模自然災害等からの復旧・復興に向けた支援

東日本大震災からの復興や近年発生が多くなっている大規模自然災害等からの復旧・復興、農業分野における災害対策への対応に向けて、以下の取組を行う。

- ① 復旧農地における農作物の安定生産に向けた支援
- ② 自然災害等のリスクに備えるため、気候変動に対応した品種や栽培技術の導入、農業用ハウスの保守管理の徹底、農業収入保険等の加入促進、農業版BCP(事業継続計画)の普及など、災害に備えた取組と、早期営農再開に向けた支援

第2 普及指導員の配置に関する事項

1 普及事業実施機関の設置

(1)農業改良普及センターの設置

宮城県は、農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導、関連する情報の提供、その他の活動を行うため、助長法第12条第1項に規定する普及指導センターとして農業改良普及センター(以下「普及センター」という)を宮城県行政組織規則に基づき設置する。

(2)農業革新支援センターの設置

農業革新支援センターは別に要領を定めこれを設置する。

2 普及指導員の配置に関する考え方

(1)普及センターへの配置

地域に適した先進的な技術の導入、地域農業の重点的な課題解決に必要な能力を持った普及指導員の確保・配置に努め、農業者、市町村、農業団体等との信頼関係を維持し、地域に密着した継続的な普及指導活動が展開できるよう配慮する。また、普及指導員の任用資格を有する者の養成及び確保については、普及指導員等の監督の下での現地活動や集合研修等で活動手法・知識の習得を支援する。

(2)本庁への配置

普及センターの運営管理等を支援する普及指導員を本庁に配置する。あわせて、農業革新支援専門員の業務を行う普及指導員(以下「農業革新支援専門員」という)を本庁に配置し、普及指導員の資質向上や普及指導活動の支援及び重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導、普及組織と試験研究機関、教育機関及び行政(国・他の都道府県)との連携の企画調整・推進、研究開発への参画や政策課題への対応、普及指導員の専門分野毎における普及指導活動の総括・指導、先進的な農業者とのパートナーシップ構築等を担う。

なお、必要に応じて、試験研究機関や普及センター等、本庁以外の職員のうち、高度な専門性を有

する者を一部の専門項目の農業革新支援専門員として指名し、これを補完する。

3 普及指導手当

普及指導手当制度については、普及指導員の職務の特殊性や自己研鑽の必要性等を考慮し、また、意欲のある優秀な人材の確保・育成を図る観点から、その適正な運用に努める。

4 農業者研修教育施設の設置

(1) 農業大学校の設置

優れた農業の担い手となる人材の養成及び農業者の研修を行うため、助長法第7条第1項第5号に規定する農業者研修教育施設として、農業大学校条例に基づき設置する。

(2) 農業大学校への配置

次代の宮城県の農業を担う青年農業者の育成と農業者の経営発展段階に応じた研修教育を行う農業大学校の教育担当者は、就農を希望する者に対する指導力を有し、かつ、農業・農村の実情及び農業者の実態を熟知した指導者であることが必要であることから、普及指導員資格を有する職員の適切な配置に努める。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 計画的な人材育成

農業分野における技術革新や農業者の高度かつ多様なニーズに対応するため、普及指導員には栽培・飼養管理及び農業経営の分析等に関する技術水準の向上及び農業者に対する実践的な指導能力、農業現場における課題解決能力等の強化・高度化が必要である。

このため、普及指導員の資質を継続的に向上させ、長期的な視点から普及事業に必要な人材の確保と適切な配置を進めるために、以下の項目についてまとめた「人材育成計画」を作成する。

- (1) 策定の趣旨
- (2) 人材育成についての基本的な考え方
- (3) 目指すべき人物像
- (4) 備えるべき資質
- (5) 人材育成に向けた取組方向
- (6) 人材育成の推進体制

2 普及指導員の研修強化

(1) 研修体系

普及指導員の各能力の確立期(①実践指導力確立期 ②専門指導力確立期 ③総合指導力、企画・運営能力確立期)において、国主催研修や民間主催研修、県の研修を効率的に組合せて体系的な研修を実施する。

(2)研修計画

人材育成計画及びそれに基づく年度毎の研修実施計画を作成し、普及課題や普及指導員の研修ニーズ等を踏まえて研修を計画的に実施する。

(3)研修の方法

目的及び対象者等に応じて集合研修のほか、OJT、国主催研修及び民間主催研修等への派遣研修等を実施する。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

1 農業者支援の充実・強化に向けた普及指導員の活動方法

(1)普及センターに配置する普及指導員の活動方法

① 普及指導計画に基づく組織活動

普及センターに配置された普及指導員は、普及指導計画に基づき、担い手等に対し高度・先進的な技術の指導を行う。また、関係機関等との連携の下、地域の農業経営・技術の課題解決に向けた支援を行うとともに、課題解決に当たっては、組織的に普及指導活動を行う。

② 地域や課題に応じた活動体制及び活動手法の選択

本県の普及指導活動体制は、管轄区域全体を対象に専門担当を置く専門分担方式を基本し、あわせて管轄区域内の特定の地域を活動範囲とする地域担当普及指導員を配置する。活動に当たっては、高度かつ実践的な技術及び科学的知識に加え、地域農業の実態に関する幅広い知見や農業の現場における課題解決能力を駆使した活動を展開する。

地域担当普及指導員は、関係機関等との連携の下に地域農業構造の改善や担い手の確保・育成、農村地域の活性化、農村生活環境の改善等、地域農業の総合的な課題解決に向けた体系的な支援活動を行う。

(2)農業革新支援専門員の活動方法

① 普及指導活動に関する総合的な企画・調整

農業革新支援専門員は、普及指導員全体の普及指導活動等を把握し、技術・経営・生活・地域の改善等の総合的視点から課題解決が図られるよう支援する。特に、普及指導員が行う普及指導活動や調査研究を効果的、効率的に実施するため、総合的な企画調整及び資質向上のための相互研さんや情報の収集・分析・蓄積・提供を行う。

② 国・都道府県との連携

農業革新支援専門員は、国が開催するネットワーク会議等に参加し、情報の収集と意見・情報交換等を行い、普及指導活動に反映させる。

③ 重点プロジェクト

農業革新支援専門員は、普及センターの管轄区域を越えた広域的な課題について、公的機関が担うべき分野を整理し、普及センター等と連携した活動計画を作成する。

2 関係機関等との連携

(1) 民間等との役割分担と連携

農業者等の経営体支援に当たっては、①普及指導員が行うこと、②民間等((公社)みやぎ農業振興公社、(公財)みやぎ産業振興機構等の支援機関、企業、農業協同組合等の農業者団体、先進的な農業者等)と連携して行うこと、③民間等に委ねることを整理し、公的機関が担うべき分野の取組を強化する。

農業者等の経営体や地域の課題解決に向けては、民間等食料システム関係者と連携しながら、普及組織が持っている生育情報や栽培管理情報、行政情報、生産物(産地)情報等、対外的に提供可能な情報を幅広く提供するものとする。

また、農業者の普及活動に対するニーズを取り込むためにも、農業者同士さらには民間(流通業、小売業、食品加工業等)等食料システム関係者とのネットワーク形成も含めた連携を図り、関係機関をつなぐハブ機関としての機能を発揮し、効果的な普及活動を展開する。

(2) 先進的な農業者との協働

先進的な農業者や地域リーダーとの意見・情報交換を密に図り、新規就農者の育成や先進的な技術の普及、試験研究機関等が開発した革新的な技術の実証を通じた地域モデルの育成等を行う。

(3) 試験研究機関、農業大学校及び行政機関等との連携

農業革新支援専門員は、普及指導員と試験研究機関及び農業大学校並びに行政機関等との連携活動を支援する。

普及指導員は、国や県が行う研究開発に参画し、現場ニーズや課題等を踏まえて課題設定や研究方法等に情報・意見を提供する。

行政施策の活用と円滑な推進を図るため、行政機関等との十分な連携を図り、現地活動を行うとともに、現地活動等で把握した地域農業の動向、農業者のニーズ、課題等について本庁段階における行政施策等へ提言する。

また、農業大学校や高等学校と連携し、その学生や研修生と農村青少年クラブ等の交流を行う場を設け就農誘導を図る。

(4) 普及指導協力委員の活用

農業経営の高度化に伴って要請が高まっている財務、税務、労務、知的財産権等の民間専門家が存在する分野や、アグリビジネス等の振興の上で必要な農商工連携や加工、流通、販売等の専門的技術については、「普及指導協力委員」制度等により、民間専門家等を積極的に活用する。

3 普及活動の効率的な運営

(1) 普及指導計画の作成による計画的な普及指導活動

普及センターは、おおむね5か年の普及指導活動を体系的かつ継続的に行うための指針として「地域普及指導基本方針」を、さらに毎年度の計画として「普及指導年度計画」を作成し、これらに基づき、計画的で効果的な普及指導活動を実施する。

なお、普及指導計画の作成に当たっては、次に掲げる普及指導対象及び普及指導課題の重点化に留意する。

(2) 普及指導対象の重点化

経営改善に意欲的な農業者等の経営体(認定農業者、青年農業者を含む)、新規就農者、新規参入者、経営参画に意欲的な女性農業者や集落営農組織をはじめとする地域農業の担い手を普及指導活動における支援対象として位置付け、積極的に育成・支援する。

なお、対象の選定に当たっては、市町村や農業協同組合・地域担い手協議会等関係機関と十分な調整を行うこととする。

(3) 普及指導課題の重点化

普及指導課題については、中期的視野を持ちつつ、普及指導員が行うものと民間等に任せるものとを俯瞰し、第1の規定による普及指導活動の課題を基本に、国内外の情勢も視野に入れながら地域に密着した総合的な普及指導活動を効果的に展開するため、プロジェクト課題及び重点活動として重点化し、年度ごとに設定する。

なお、普及指導課題の設定方法等については、別途「普及指導計画策定要領」を定める。

(4) 普及指導活動でのICT等の活用

個人情報を除き普及指導活動上の情報や基礎資料、指導資料等をデータベース化し、情報の共有を図り、普及指導活動の円滑な実施に役立てる。また、活動記録等についてもデータベース化し、普及指導活動の効率化、普及情報の円滑な継承を進める。

農業者等へは、インターネット等情報メディアを活用し、より効率的で即時的な情報提供を行う。また、更なる効率的な普及活動の展開に向けて、ICT等を活用した新たな普及活動について、活用方法の先行事例等を参考に積極的に取り組みを進める。

(5) 内部評価の実施

普及指導員の普及活動を計画的かつ効率的、効果的に実施するため「プロジェクト課題内部評価要領」を定め、普及指導計画で設定した活動指標及び成果指標に対する活動成果の検証・評価を行う。

また、普及主務課及び普及センターは、県行政課題の着実な推進、職場間・職場内の目標の共有化と連携強化により組織一体となって取り組み、普及事業の評価を一層充実させる。

(6) 外部評価の実施

先進的な農業者、若手・女性農業者、市町村、農業関係団体、生活者、学識経験者、マスコミ・民間企業等の代表者を構成員として、本庁段階では「普及活動検討委員会」、普及センター段階では「普及活動検討会」を設置し、主として普及指導活動の課題設定、普及指導計画及び活動評価等について意見を求め改善を図る。また、外部評価の結果については取りまとめ、ホームページ等で公表する。

4 調査研究活動・研究会の充実強化

普及指導員による調査研究活動の実施については、普及指導計画の目標達成や農業者等の多様なニーズに的確に対応するため、普及指導員の課題解決能力の向上に資するものとする。

実施に当たっては、試験研究機関をはじめとする関係者・関係機関との連携を積極的に図るほか、調査研究で得られた成果や活動方法について情報共有を図るため、情報交換を行う機会を設ける。また、その成果を有効に活用するものとする。

第5 農業研修教育の充実強化に関する事項

1 就農支援の取組の推進等

普及センター、農業大学校及び高等学校並びに市町村、農業協同組合等の関係機関が連携し、就農希望者や新規就農者に対し、就農に必要な情報の提供や研修の実施など、継続的な支援を実施する。

農家出身でない学生の増加や農業法人等へ雇用就農する学生等が増加していることを踏まえ、就農相談の充実や農業法人とのマッチング、普及センターとの連携強化等就農支援の取組を一体的に推進するとともに、就農後における地域への定着が促進されるよう、関係機関と連携し継続して支援するものとする。

2 農業大学校における教育

(1)実践的な農業研修教育の充実

農業大学校は、宮城県の農業を担う経営感覚の優れた青年農業者等を養成する農業者研修教育施設として、試験研究機関・普及センター等と連携を密にし、農業士や先進的農業者等の協力を得ながら、就農前からの体系的な研修教育を行う。

(2)農業者の経営発展段階に応じた研修機能の充実

就農希望者から新規就農者、さらに地域のリーダー的先進農業経営者に至るまでの農業者の経営発展段階やニーズに応じた研修・講座の開催等により、農業者の一貫した研修教育の場としての機能を強化する。

(3)魅力ある就学環境の整備

起業実践者や民間の専門講師陣による農業の実践的な学習を中心としたカリキュラムを編成し、充実した学校生活に向けた多彩で豊かな教育環境を整備する。

3 社会人等への研修機会の提供

農業大学校は、社会人を含む幅広い世代の就農を支援するため、技術や知識を体系的に習得できるよう研修の機会を提供する。また、必要に応じて、他の研修機関や関係機関等との連携及び役割分担の

下、研修機会の提供等も行うものとする。

4 学校教育との連携と農業体験学習等への取組

県民の農業・農村に関する理解を醸成し、農業の担い手を将来的に確保する観点から、市町村、農業協同組合等の関係機関・団体が実施する学校教育の場などでの実践的な農業研修や農業体験学習等を支援する。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 地域の課題解決に向けた各種行政施策への対応

(1)行政施策の推進

普及センターは、国・県・市町村が実施する各種行政施策が農業者に十分理解されるように、農業者の意向を把握した上で、組織として情報伝達・支援を行う。また、農業者や地域に対し、農業改良資金等の制度資金や各種補助事業導入についての情報提供等を行い、農業者の経営改善や地域活性化等が図られるように努める。

なお、必要に応じ、資金、事業を導入する上での現地の課題・問題点、現地の情勢を考慮して、必要とされる新たな事業や資金の枠組み等について、普及活動の現場から提案を行う。

このほか、林業普及指導事業及び水産業改良普及事業との連携にも配慮し、現地指導に当たる。

(2)行政施策の普及指導計画への位置付け

地域の課題を解決する上で必要な制度資金や各種補助事業は、普及指導計画に明確に位置付け、県関係機関、市町村、農業団体等との連携を図りながら、積極的に活用する。

近年の経済・農業情勢下では、資金や事業の導入は、計画作成段階から導入初期の段階までの支援の差異が、その後の経営体や地域の発展を左右することから、関係機関の役割分担を明確にして支援する。

2 農業改良普及推進協議会の設置

普及事業の円滑な推進を図るため、本庁段階に関係課長等で構成する「農業改良普及推進協議会」を設置し、普及事業の基本方針に関する事項等について意見調整を行い、適切な連携や役割分担の明確化等について検討する。

普及センター段階には、管内の市町村、農業委員会、農業協同組合等と関係機関との間で、普及センター及び地方振興事務所等が持つ既存の組織等の枠組みを活用し、普及指導計画の作成、実行、評価や具体的な役割分担等について検討するとともに、普及活動検討会等の外部評価体制を十分に活用し、円滑で成果の上がる普及活動を推進する。